

大阪労働局発表
令和7年6月20日

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6316

労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和6年度 指導監督状況並びに令和7年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：志村 幸久）では、労働者派遣事業及び職業紹介事業等に係る令和6年度指導監督状況並びに令和7年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

■ 令和6年度指導監督状況等の概要

◇ 2,160事業所に対して指導監督を実施

労働者派遣事業又は職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による是正指導を2,001件行いました。

（詳細は2ページ「1の（1）指導監督の実施状況」参照）

◇ 法制度周知に向けたセミナー等を実施

法制度周知に向け、派遣元事業主、職業紹介事業者並びに派遣労働者などを対象に、各種セミナー等を89回実施し、3,828名が受講しました。

（詳細は3ページ「1の（2）法制度周知に向けたセミナー等」参照）

■ 令和7年度指導監督方針の概要

- 労働者派遣法及び職業安定法の法令遵守に向けた的確な指導監督を行います。
（詳細は4ページ「令和7年度指導監督の方針」参照）

1 令和6年度指導監督状況等の概要

(1) 指導監督の実施状況

① 指導監督を実施した事業所数

項 目	令和6年度 事業所数	令和5年度 事業所数	前年度比
計	2,160	1,884	14.6%
うち労働者派遣事業関係	1,059	938	12.9%
うち職業紹介等事業関係	1,084	916	18.3%
うち請負関係	17	30	▲43.3%

② 是正指導を行った件数

項 目	令和6年度 件数	令和5年度 件数	前年度比
計	2,001	1,790	11.8%
うち労働者派遣事業関係	1,188	984	20.7%
うち職業紹介等事業関係	809	800	1.1%
うち請負関係	4	6	▲33.3%

※ 一の事業所に対し複数回文書指導を行った場合を含む。

③ 主な是正指導の内容

i 労働者派遣事業

(ア) 派遣元事業主の事業所

- 関係者に対するマージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）
 - ・ 情報提供をインターネット等の方法により行っていない。
 - ・ 法定事項の情報提供を行っていない。（協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期など）
- 労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）の不備
 - ・ 労働者派遣契約に法定事項（業務に伴う責任の程度、協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）を定めていない。
- 派遣労働者に対する就業条件の明示（労働者派遣法第34条第1項）
 - ・ 書面の交付の方法等により就業条件を明示していない。

(イ) 派遣先

- 労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）の不備
 - ・ 労働者派遣契約に法定事項（業務に伴う責任の程度、協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）を定めていない。
- 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第26条第7項）
 - ・ 新たな労働者派遣契約の締結に当たって、比較対象労働者の待遇等に

関する情報提供を行っていない。

- 派遣先管理台帳（労働者派遣法第 42 条）の不備
 - ・ 派遣先管理台帳に法定事項（業務に伴う責任の程度、協定対象派遣労働者であるか否かの別など）を定めていない。

ii 職業紹介事業

- 求人者及び求職者に対する取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第 32 条の 13）
 - ・ 法定項目（手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など）が明示されていない。
- 帳簿の不備（職業安定法第 32 条の 15）
 - ・ 求人求職管理簿、手数料管理簿の未作成や記載不備
- 職業紹介実績等の情報提供（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）
 - ・ 法定事項の情報提供を行っていない。

iii 請負関係

- 不適切な請負
 - ・ 請負と称して実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた（無許可派遣に該当するものを含む。）。

（2）法制度周知に向けたセミナー等

労働者派遣事業の適正な運用の確保のための、「派遣先セミナー」を開催しました。この他、派遣元事業主又は職業紹介事業者等を対象としたテーマ別説明会の開催、事業主団体等が主催する各種セミナー等における講師派遣等のあらゆる機会を通じて、近年の制度改正に係る周知を行いました。

今年度の開催については大阪労働局のホームページにて随時掲載します。

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/haken_yuuryousyukai.html

(参考) 令和6年度各種セミナー等開催状況

内 容	実施回数	受講者数
需給調整事業部主催各種セミナー等	78	3,201
・ 適正な労働者派遣の受け入れのための派遣先セミナー	(1)	(43)
・ 公共団体業務委託請負適正化セミナー	(1)	(40)
・ 派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー	(4)	(470)
・ 事業報告書セミナー	(4)	(790)
・ 新規許可申請前説明会	(24)	(142)
・ 新規許可、更新後説明会	(24)	(1,329)
・ 適正な労働者派遣事業の実施のための労働者派遣セミナー	(20)	(387)
事業主団体等への講師派遣	11	627
合 計	89	3,828

2 令和7年度指導監督方針の概要

- 民間人材ビジネス、需給調整機能を十分に発揮できるよう厳正な指導監督を実施します。
- 労働基準監督署と協力し、派遣労働者の同一労働同一賃金の確保のための厳正な指導監督を実施します。

(参考) 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
令和 3年	4,453	1.1%	3,068	7.0%
令和 4年	4,411	▲0.9%	3,176	3.5%
令和 5年	4,475	1.5%	3,334	5.0%
令和 6年	4,505	0.7%	3,542	6.2%
令和 7年	4,505	0%	3,749	5.8%